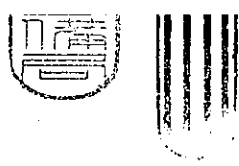


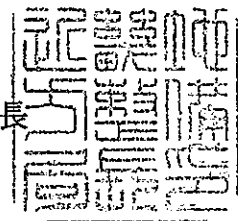
「丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取
について」に対する関係地方公共団体の長、関係利水者
の回答について



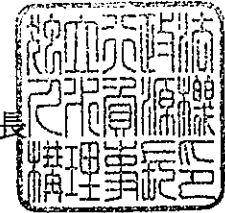
国近整河環第 46 号
27 夕設第 163 号
平成 28 年 3 月 31 日

滋賀県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

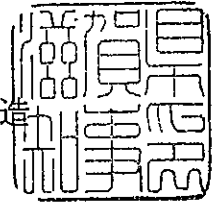
近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧



滋 流 政 第 122 号
平成 28 年(2016 年)4 月 28 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号および 27 ダ設第 163 号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針(原案)案については、国がダム検証の手續にのっとり、予断なく検証された結果と考えており、引き続き検証の手續を円滑に進めていただきたい。

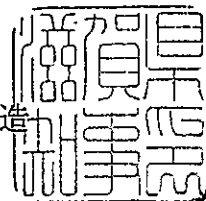
なお、これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、地域の振興をはじめとする様々な課題の解決に向け、県もしっかりと取り組むので、国においても関係機関との連携を図り、引き続き主体的に取り組まれない。



滋流政第 122 号
平成 28 年(2016 年)4 月 28 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

滋賀県知事 三日月 大造



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号および 27 ダ設第 163 号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

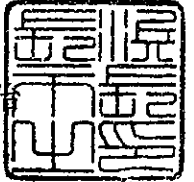
「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針(原案)案については、国がダム検証の手續にのっとり、予断なく検証された結果と考えており、引き続き検証の手續を円滑に進めていただきたい。

なお、これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、地域の振興をはじめとする様々な課題の解決に向け、県もしっかりと取り組むので、国においても関係機関との連携を図り、引き続き主体的に取り組まれない。

長北建第18号
平成28年4月21日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 藤井 勇治



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年4月6日付け滋流政第89号で照会のありました「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見につきましては、次のとおり回答します。

記

長浜市としては、地元丹生ダム対策委員会から提出されました意見書を尊重し、早期に丹生ダム建設事業の検証を終了させ、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、一刻も早く当該地域の地域振興策等さまざまな課題解決を図っていただきたい。

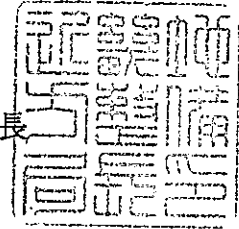
なお、洪水調節については、高時川・姉川沿川の住民が、近年幾度となく避難勧告の発出を受け、大きな不安を抱えていることから、流域住民の安全・安心のため、河川管理者としての責務を早期に果たしていただきたい。また、流水の正常な機能の維持については、長期にわたる瀬切れにより、魚などの生態系への悪影響や周辺住民の利水等に大きな影響が生じていることから、年間を通じて流れのある川を早期に実現していただきたい。



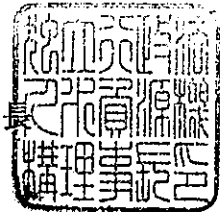
国近整河環第 46 号
27 夕設第 163 号
平成 28 年 3 月 31 日

京都府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧



8 河 第 1 6 1 号
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

京都府知事 山 田 啓 二



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け国近整河環第 4 6 号及び 2 7 ダ設第 1 6 3 号で照会の
ことについて、下記のとおり回答します。

記

丹生ダム建設事業を「中止」するとした対応方針（原案）案に異論は
ありません。

京都府建設交通部河川課

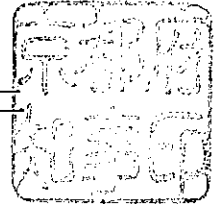
総合治水担当 075-414-5288



8 河 第 1 6 1 号
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都府知事 山 田 啓



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け国近整河環第 4 6 号及び 2 7 ダ設第 1 6 3 号で照会の
ことについて、下記のとおり回答します。

記

丹生ダム建設事業を「中止」するとした対応方針（原案）案に異論は
ありません。

京都府建設交通部河川課

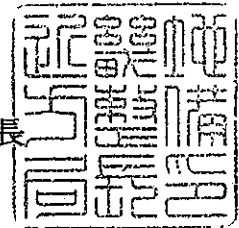
総合治水担当 075-414-5288



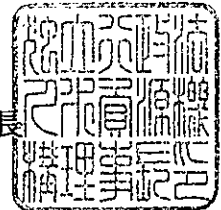
国近整河環第 46 号
27 夕設第 163 号
平成 28 年 3 月 31 日

大阪府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第 3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成 28 年 4 月 25 日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第 16 条の 2 に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

河整第1093号
平成28年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年3月31日付け国近整河環第46号及び27ダ設第163号にて照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありません。速やかに諸手続きを完了させていただきたい。

なお、中止に伴う事後措置については、関係機関と十分調整してください。

河 整 1 0 9 3 号
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

大阪府知事



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 8 年 3 月 3 1 日 付け 国近整河環第 4 6 号 及び 2 7 ダ設第 1 6 3 号 にて
照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありません。速やかに諸手続きを完了させていただきたい。

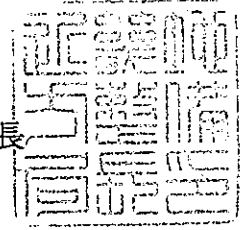
なお、中止に伴う事後措置については、関係機関と十分調整してください。



国近整河環第 46号
27 夕設第 163号
平成 28 年 3 月 31 日

兵庫県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

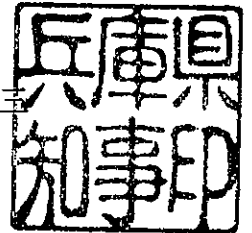
※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

水工第 1010 号
平成 28 年 4 月 21 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

兵庫県知事 井戸敏三



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号、27 ダ設第 163 号で意見聴取のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

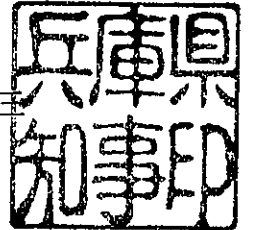
記

丹生ダム建設事業の対応方針(原案)案について、事業の中止に異議はありません。
ダム中止後の地域振興については、関係機関と十分協議いただきたい。

水工第 1010 号
平成 28 年 4 月 21 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

兵庫県知事 井戸 敏 三



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号、27 ダ設第 163 号で意見聴取のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

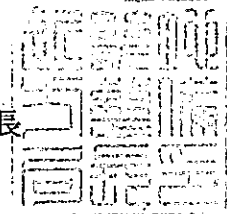
丹生ダム建設事業の対応方針(原案)案について、事業の中止に異議はありません。ダム中止後の地域振興については、関係機関と十分協議いただきたい。



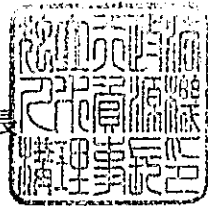
国近整河環第 46 号
27 夕設第 163 号
平成 28 年 3 月 31 日

京都府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第 3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成 28 年 4 月 25 日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

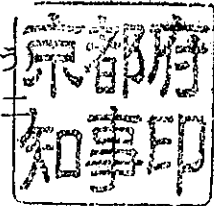
※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

8 公 第 1 1 5 号
平成28年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

(公営企業管理者の権限を行つた)
京都府知事 山田 啓 二



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について
(回答)

平成28年3月31日付け国近整河環第46号及び27ダ設第163号で照会の
ことについて、下記のとおり回答します。

記

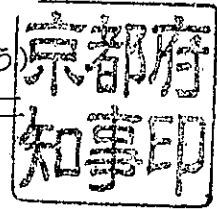
利水者として、既に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、ダム建設事業
の中止については意見はありません。

環境部公営企画課
水資源・水道担当 075-414-4373

8 公 第 1 1 5 号
平成28年4月25日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

(公営企業管理者の権限を行う)
京都府知事 山田 啓二



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について
(回答)

平成28年3月31日付け国近整河環第46号及び27ダ設第163号で照会の
ことについて、下記のとおり回答します。

記

利水者として、既に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、ダム建設事業
の中止については意見はありません。

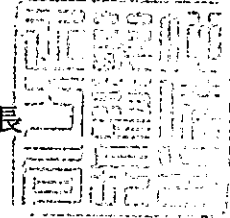
環境部公営企画課
水資源・水道担当 075-414-4373



国近整河環第46号
27ダ設第163号
平成28年3月31日

大阪広域水道企業団 企業長 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

企企第1041号
平成28年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪広域水道企業団企業長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平素から、当企業団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年3月31日付け国近整河環第46号で依頼のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

当企業団は、平成17年（当時は大阪府水道部）に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業を中止することについては特段の意見はありません。

企企第1041号
平成28年4月25日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

大阪広域水道企業団企業長



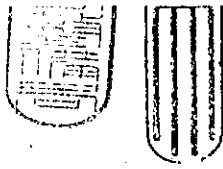
丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平素から、当企業団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年3月31日付け27ダ設第163号で依頼のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

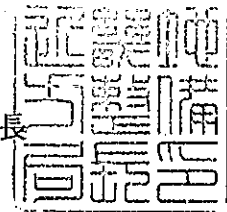
当企業団は、平成17年（当時は大阪府水道部）に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業を中止することについては特段の意見はありません。



国近整河環第 46 号
27 夕設第 163 号
平成 28 年 3 月 31 日

阪神水道企業団 企業長 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧



阪水発第 33 号～2
平成 28 年 4 月 20 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

阪神水道企業団
企業長 山 中



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平素は、水道事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 3 月 31 日付国近整河環第 46 号及び 27 ダ設第 163 号により照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

【回答】

当企業団は、平成 17 年に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業中止については、特段の意見はございません。

以上